

平成23年 第2回

教育委員会臨時会会議録

平成23年2月1日（火）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2317号

平成23年第2回臨時会

日 時 平成23年2月1日(火) 午前10時00分 開会

場 所 教育委員会室

「出席委員」	委員長職務代理者	半 田 吉 恵
	委 員	小 島 洋 祐
	委 員	澤 孝一郎
	教 育 長	高 橋 良 祐

「説明のため出席した事務局職員」	次 長	小柳津 明
	庶 務 課 長	伊 藤 康 博
	教育政策担当課長	山 本 隆 司
	学校施設計画担当課長	村 上 利 雄
	学 務 課 長	新 宮 弘 章
	生涯学習推進課長	大 竹 悦 子
	図書・文化財課長	沼 倉 賢 司
	指 導 室 長	加 藤 敦 彦

「書 記」	庶務課庶務係長	岡 田 圭 子
	庶務課庶務係	遠 藤 由香里

「議題等」

日程第1 審議事項

議案第3号 港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第4号 港区幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例  
について

議案第5号 港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例  
について

議案第6号 港区立学校施設等使用条例施行規則の一部改正について

議案第7号 港区立学校屋内プールの使用に関する規則の一部改正について

議案第8号 鳥居坂グラウンドの教育財産の用途廃止について

日程第2 協議事項

1 新郷土資料館の設置について

### 日程第3 教育長報告事項

- 1 平成22年第4回港区議会定例会の質問について
- 2 小中一貫教育校に関するアンケート単純集計結果報告について
- 3 区有施設（東町小学校）を活用した私立認可保育園開設について
- 4 幼児・児童・生徒の事故発生状況報告について
- 5 2月指導室事業予定について

「開 会」

○半田委員長職務代理者 皆様、おはようございます。ただいまから平成23年第2回港区教育委員会臨時会を開会します。

それでは、日程に入ります。

(午前10時00分)

「会議録署名委員」

○半田委員長職務代理者 本日の署名委員は高橋委員にお願いいたします。

## 第1 審議事項

### 1 議案第3号 港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○半田委員長職務代理者 日程第1、審議事項に入ります。

初めに、議案第3号、「港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」。庶務課長、説明をお願いいたします。

○庶務課長 それでは、ただいま議題となりました議案第3号、港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

教育委員会議案資料1をご覧ください。主な改正点は二つございます。条例新旧対照表に基づきまして説明をさせていただきます。

この新旧対照表の、上段が改正案、下段が現行の条例でございます。

まず、幼稚園教育職員につきましては、平成23年4月1日から新しい任用制度に移行する予定になってございます。具体的には、従来の教頭の職を副園長の職にします。つまり吹く延長を設置いたします。それから、従来、教諭については特に職層はなかったのですが、新たに主任教諭という職を設置いたします。また、これまで条例等で規定されておりました助教諭、養護助教諭及び講師については、長い間、任用の実績がなく、今後も任用予定がないということで、この職を廃止するというのが主な内容でございます。これに伴いまして、新旧対照表の第2条、幼稚園教育職員を定義している条文を、現行の下段から上段のように改正させていただくものでございます。改正案では、「幼稚園教育職員とは、港区立幼稚園の園長、副園長、教諭及び養護教諭をいう」という形に整理させていただいております。

続きまして、第7条第6項、地方公務員法の下に括弧書きで、上段の改正案のように、この法律が制定された年と、法律の番号を加えさせていただいております。現行条例では、第2条で既にこの地方公務員法が出ておりまして、そこに同様の記載があったのを、改正案第2条では地方公務員法の引用が削除されますので、次に地方公務員法が出てくる第7条6項でこの部分を追加するもので、いわゆる文言整理でございます。

次のページでございますが、第9条、給料の支給方法の第4項本文の後段になりますけれども、週休日の後に「第二十条第五項及び第二十三条第一項において同じ」という表現がございます。そ

のことを示しておりますが、現行の条例では第20条第5項で「週休日」という言葉を使っておりますので、そのことを示しておりますが、後ほど説明いたしますとおり、改正案第20条においてはこの「週休日」という言葉がなくなりますので、この「第二十条第五項及び」を削るという改正でございます。

続きまして、第20条です。超過勤務手当に関する第5項の規定でございますけれども、昨年、4月1日に月に60時間を超過して超過勤務をした場合には100分の150という高い割増賃金を払うという改正をいたしました。その際に、日曜日——これが週休日に当たるのですが——は、その60時間の算定の基礎に入っておりませんでした。これは、基になっております労働基準法の規定に準拠したためでございますが、民間の実態を調べてみますと、この60時間の算定に当たっては、週休日、日曜日等も算定の基礎にしているという実態があるということで、今回、改めまして、日曜日も60時間の算定の基礎に入れることといたします。そのことに伴いまして、現行の第20条第5項にございます「週休日における勤務のうち人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定めるものを除く」という部分を削除するものでございます。これは任用制度の見直しとは直接関係のない改正でございます。

次のページ、第27条第4項の期末手当でございます。現行の条例では「次に掲げる職員」ということで、第1号「職務の級が三級である職員」、これは園長を指します。それから、第2号で「職務の級が二級である職員のうちその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して教育委員会規則で定める職員」となっておりますけれども、現在の給料表では、第2級の中に教頭と一般の教諭。教諭の中も実は2種類に分かれてございまして、経験年数12年以上の職員等については手当の割り増しを受ける制度がございまして、こういった同じ級の中に複数の職務の級があるような状況で運用してございます。それを後ほどご説明させていただきますが、給料表そのものを職務に見合ったものにする関係でこういった定義が必要ではなくなりますので、上段の改正案では、「職務の級が二級以上である」という表現に変えております。

次の勤勉手当、第30条も同様の理由でございます。

それから、第31条、義務教育等教員特別手当でございます。これも任用制度とは直接関係のない改正でございまして、義務教育等教員特別手当は、いわゆる人材確保の観点から、教員についてはより高い処遇をする必要があるということで、割り増しの手当を支給してまいりましたが、国において見直しがされまして、その見直しの継続の過程で、現在、「五千九百円を超えない範囲」という上限が定まっておりますが、これを「四千百五十円を超えない範囲」と縮減の形で改めるものでございます。

次は、付則でございます。まず、付則の第5条、第6条を新たに追加いたします。これは、平成23年度から平成27年度までに支給する期末手当及び勤勉手当に関する経過措置でございます。第5条が期末手当に関する経過措置でございまして、ちょっと長い文章がございまして、ここで言っておりますのは、先ほど言いましたように、現在の給料表においては、2級の教諭の中でさらに12年以上の経験年数を有する職員等については手当を割り増しで支給している制度がございまして

が、新しい任用制度のもとでは、主任教諭にならないと割り増しを受けることができなくなります。ただ、主任教諭は、今まで割り増しを受けていた職員全てが一度になれるものではありませんので、その限りにおいて、主任教諭になれなかった教員が不利益をこうむることになります。その不利益部分を救済する目的で設けられた経過措置でございまして、従前どおり支給しますという内容でございまして。

次の第6条の勤勉手当も同様の趣旨でございまして。

それから、第7条は、この第5条、第6条が新たに追加されたことによって、旧第5条が第7条にかわる文言整理でございまして。

別表第1でございまして。これがいわゆる給料表になります。最初の3枚が改正案でございまして、3枚めくっていただいた裏面以降に現行の給料表がございまして。見比べていただきますと一目瞭然でございまして、新しい給料表では、1級から4級までの4階層になってございまして。この1級が一般の教員が適用される給料表です。2級は主任教諭、3級が副園長、4級は園長に対して適用される給料表になります。

3枚目の裏面の現行をちょっとご覧いただきたいのですが、現行は1級から3級までの3段階しかなく、なおかつ、1級につきましては、先ほど冒頭でご説明しました助教諭や講師に適用される給料表でございまして、一般の教員及び教頭は2級、園長は3級が適用されます。いわゆる職務に応じた給料表になっていなかったということがありましたので、改めて職務に応じた給料表にするといった改正でございまして。

もとに戻っていただきまして、今度は施行規則でございまして。

施行期日でございまして、「平成二十三年四月一日から施行する」としてございまして。

それから、第2項で、特定の職務の級の切りかえということで、5枚目の裏面をご覧ください。

現行の給料表を新しい給料表にする際に、現行の給料表の適用を受けていた職員が新しい給料表のどこに位置するのかを明示的に示す必要がありますので、この切替表を使ってそれを明らかにするものでございまして。この切替表の一番左が現在受けている各給の号給でございまして。その一段右から以降が新しい給料表のどこに当たるかを示したものでございましてけれども、付則第2項第1号に掲げる職員というのは、現在の給料表で2級の職員のうち教諭であった者が適用を受ける切替表でございまして。真ん中が教頭です。新しい任用制度では副園長になります。それから、園長は切替表の一番右側の適用を受けるということになります。例えば園長の場合でいいますと、現在、園長ですと3級の一番左側のどこかの号給にあるのですが、例えばそのページの一番下、3級の56号に当たっていた園長は、その切替表の一番右側の欄の32号。園長は4級の適用を受けますので、4の32に切りかえるという切替表でございまして。

またもとに戻っていただきまして、級の切りかえ、それから号給の切りかえが第3項でございまして。これは、今、切替表で説明させていただいた号給の部分の規定でございまして。

それから、第4項は、給料の切りかえに伴う経過措置ということで、これは不利益をこうむる職員が出た場合の救済措置でございまして、新しい給料表で、それまで適用されていた給料月額から

下がってしまった場合には、下がらないような金額を人事委員会が別途定めるという規定でございます。

第5項は、年度の途中で新たに区の職員となった職員に対する規定でございます。

第6項は、委任でございます。「人事委員会が定める」としてございます。

それから、付則別表は、先ほどご説明しました切替表でございます。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○半田委員長職務代理者 ただいまの説明に対してご質問はございますでしょうか。

○小島委員 この内容は、極めて専門的なので、細かいところまで理解するのはなかなか難しい感じもするのですが、要するに、今回、園長、副園長、主任教諭、一般教諭ということで、そのように職務を整理したことによって、それに応じた適正な給与を定めようということで改正をするということによろしいのですか。

○庶務課長 ご指摘のとおりでございます。

○小島委員 それに伴って何らかの整理を何点かしているということなのですが、私がちょっと気になったのは、前にも質問したのですが、新旧対照表の2枚目の裏、第31条「義務教育等教員特別手当」の欄です。義務教育等教員特別手当というのは、もともと、義務教育の先生に優秀な人材を集めようということで、特に義務教育は国の根幹をなすものですので、ここに優秀な人材を集めようということは国にとっても非常に大事なことだと思うのです。その特別手当が、何だか良く分からない理由で、少しずつ少しずつ減額されてきているのではないかと危惧します。今、職務を適正化することと全く関係ない義務教育等教員特別手当をさらに減額する理由は良くわからないのですが、なぜここで義務教育等教員特別手当を減額しなくてはいけないのですか。

○庶務課長 義務教育等教員特別手当は、国が国庫負担金で負担している部分がございますが、その国における給与制度の見直しの中で、かつては人材の確保のためにこういった特別な措置をする必要があったという社会事情があったのですが、近年ではそれが薄れてきたというような社会背景を踏まえて、近年見直しをしております。その見直しの一端がまだ現在も継続されているということで、にわかに出てきたわけではございません。

平成21年にそれまで手当の本給に対する割合が3.8%だったのを3%に削減をするという見直しがされてございます。実は、幼稚園教育職員は義務教育教員ではございませんので、全く同じ割合ではないのですが、同じ教員ということで均衡を失しない必要があるということで、本給の1.9%を支給されていたものを1.5%に縮減する内容で、昨年改正をお願いして、承認をいただいております。その継続とご理解いただければと思います。

○小島委員 少しずつ少しずつ、教育職員の手当等が削減されているのは、国がそういう政策をとっているということで、その延長だということであれば、何とも言いようがないのですが、子どもたちのために優秀な先生に多く来ていただくというのは、教育にとって——教育が国家百年の計というのであれば、極めて大事なことだと思うのです。安易に減額が少しずつ少しずつなされているような感じを受けるので、私個人としてはちょっと納得がいかないところです。

○**庶務課長** 教育職員の給与水準は、行政職の給与水準よりも高いです。こういった見直しがされても、依然として高い水準にはございます。

○**小島委員** ただ、高くしようというのが教育公務員に対する特別手当ということなので、高くてもいいのではないかと思います。

○**澤委員** 今の小島委員の質問に関連するのですけれども、幼稚園の先生に副園長、他のポストを新設し、今まで実績のないものを整理して、それに合わせて給料表も変えたということ。その結果として、園長先生とか副園長先生とかの給料というのは変わるのですか、変わらないのですか。

○**庶務課長** 簡単に言えば、今まで受けていた水準とほぼ同程度。少なくともマイナスになることはございません。先ほど経過措置のところでご説明させていただいたとおり、明白に不利益をこうむる部分も出てまいりますので、その場合は経過措置という形で救済措置をとってございます。

○**澤委員** 基本的には給料は変わらない。ただ、制度を給料表と職員の職務の実態と合わせてということですね。もう一つ具体的な質問は、現行は1級、2級、3級と分かれていましたよね。1級の教諭は実際にはいなかったということですか。

○**庶務課長** 先ほどご説明させていただいたとおり、助教諭、養護助教諭、講師が任用された場合には、1級の号給を適用しますが、これまで任用の実績がなかったということと、今後も各特別区においてはこういった方を任用する予定はないということで、この部分については基本的には削除するということになります。

○**澤委員** それで、改正案では一般の教諭の方は1級ということになるわけですか。そうすると、例えば現行2級の1号給は15万9,000円ですよね。それで、この表でいくと、改正案の1級の1号は16万7,300円ということになる。そうすると、上がるのではないかとということにも見えるのですけれども、これはどのように解釈したらよろしいですか。

○**庶務課長** 見た感じでは上がるような印象がございしますが、実際にこの給料表、特に号給のどこに適用させるかということについては、新任が必ずしもこの号給になるとは限りません。それからもう一つは、改正案給料表の最後のところ、1級の最高号給が改正案では169になってございます。ところが、現行の給料表は最高号給が177となってございます。この辺、号給の範囲は拡大しない形で再整理をさせていただいた結果として、新給料表が定められております。

○**澤委員** 号給というのはすごく細かく分かれているのですね。

○**庶務課長** はい、分かれてございます。号給が細かく設けられている趣旨は、基本的に、勤務成績が優良であれば、いわゆる定期昇給のような形で翌年度給料が上がります。通常は、優秀な成績をおさめた職員であれば4号給上がります。その中でも特に優秀な職員、成績を上げた職員については、勤務成績を評価いたしまして、5号給あるいは6号給上がるという措置をとっております。逆に、勤務成績が不良の場合には、3号給あるいは2号給しか上がらないという形で今の給与制度を運用してございます。

○**小島委員** 先ほどの救済措置との関係なのですが、一般教諭の方が10年以上たつと手当の割り増しが今までついてきたと。ところが、この改正によって、主任教諭にならないと割り増しがつか



ないということでしたが、この場合、一般の教諭が主任教諭になれるのはおおよそ何割ぐらいなのですか。

○指導室長 現実的な問題としまして、港区の場合、教頭、園長を除くと40名位の教員がいます。そのうち有資格者が16名おりますので、その資格のある方が主任教諭になれる選考がありますので、その選考の基準に応じて人数は増減します。

○小島委員 大ざっぱに言って、一般教諭の方が10年ぐらいたつと、おおよそ半分弱が主任教諭の資格を取れると。

○指導室長 11年以上ということです。ただし、特別区の経験が3年以上というものもつきます。

○小島委員 そうした場合に、半分以上の方はそういう割り増し手当の対象から外れるわけで、そういう場合に救済措置という形でやるのがいいのか、そういう方たちの一つの号俸というのを何かつくるのがいいのか、どちらの方がいいのかということなのですが、救済措置というのは、一定の間救済するという趣旨なのですか。

○庶務課長 新旧対照表の3枚目、「期間通算に関する経過措置」というところ、附則の第5条、第6条関係でございます。ここに平成23年度から平成27年度まで、要するに5年間の経過措置にしております。こういった規定を設ける考え方の背景は、5年間にそういった方々は基本的には主任教諭となるであろうという考えのもとに5年間の経過措置になってございます。

○小島委員 給与の点は、教諭の方々の士気、モラルに関することなので、ちょっと細かく質問したわけですが、わかりました。

○半田委員長職務代理者 先ほどの年に1回給料が5段階上がったたり、3段階上がったたりということは、日ごろの先生方の実績を見て、園長先生が、この方は3段階とか5段階とかというのを直接ご判断なされるのでしょうか。

○庶務課長 まず園長が部下の勤務評定を行います。その段階では、S・A・B・C・Dという5段階評価で行います。最終的には、例えばS評価を受ける職員、人数というのがある程度決まっております、上限がありますので、園長の評価はイコールそのまま最終評価になるわけではありませんが、組織内の調整をした結果、S評価として確定した職員については、次の年に、通常4号給のところ6号給上がります。A評価を受けた職員については5号給上がります。B評価を受けた職員は平均ということで4号給、逆にC、Dですと、3号給、2号給しか上がりません。そういった形です。

○指導室長 追加と若干補足をしたいと思います。

まず、園長は、「S」と庶務課長はおっしゃいましたが、区の職員の場合はSなのですけれども、幼稚園教育職員の場合はA・B・C・D・Eの5段階になってございます。第1次評価者が園長になっていきますので、その第1次評価者の評価をもとに、最終的には教育長が5・4・3・2・1というような形で、分布率が決まっていますのですけれども、それに応じて評定をするということになっています。

○澤委員 幼稚園の先生の場合は一般的には2級だということで、2級で最後までいった場合に、現行だと177号まであって、177号の給与は42万8,900円です。園長等の現行の3級の最

高が45万で、要するに管理職にならなくても、一般の方でも評価がよければ最高は177号までいくというのですけれども、現実問題としてこういう人はいるのですか。

○庶務課長 現実の実態論としては、ここまで行く職員は現在はおりません。

○半田委員長職務代理者 それでは、採決に入ります。

議案第3号について、原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○半田委員長職務代理者 それでは、議案第3号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

## 2 議案第4号 港区幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例について

○半田委員長職務代理者 次に、議案第4号、「港区幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例について」。庶務課長、説明をお願いいたします。

○庶務課長 ただいま議案となりました議案第4号、港区幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

教育委員会議案資料2をご覧ください。本案は、新しい任用制度がこの4月から適用されることに伴いまして、規定の整備が必要なため、改正するものでございます。

新旧対照表をご覧ください。幼稚園教育職員の定義の下段、現行の「園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師」となっているのを、新しい任用制度の制定に伴いまして、「園長、副園長、教諭及び養護教諭」という職に整理いたしますので、上段の改正案のように改めるものでございます。

なお、この条例は平成23年4月1日から施行すると定めてございます。

説明は以上です。よろしくご審議の上でご決定くださるようお願いいたします。

○半田委員長職務代理者 ただいまの説明に対して質問はございますでしょうか。

それでは、議案第4号について、原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○半田委員長職務代理者 それでは、議案第4号については原案どおり可決することと決定いたしました。

## 3 議案第5号 港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

○半田委員長職務代理者 次に、議案第5号、「港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」。指導室長、説明をお願いいたします。

○指導室長 それでは、教育委員会議案資料ナンバー3をご覧ください。ただいま議案となりました議案第5号、港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

について、ご説明いたします。

今回の条例の改正は、先ほどの議案第4号と同様、幼稚園教育職員の職の見直しに伴い規定を整備するものでございます。

それでは、新旧対照表をご覧ください。第4号と同様に、幼稚園教育職員の定義を上段改正案、下段現行と改正するものでございます。付則は、この条例は平成23年4月1日から施行すると定めてございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○半田委員長職務代理者 ただいまの説明に対してご質問はございますでしょうか。

それでは、議案第5号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○半田委員長職務代理者 それでは、議案第5号については原案どおり可決することに決定いたしました。

#### 4 議案第6号 港区立学校施設等使用条例施行規則の一部改正について

○半田委員長職務代理者 次に、議案第6号、「港区立学校施設等使用条例施行規則の一部改正について」。生涯学習推進課長、説明をお願いいたします。

○生涯学習推進課長 ただいま議題となりました議案第6号、港区立学校施設等使用条例施行規則の一部改正について、ご説明をいたします。

資料ナンバー4をご覧ください。本案は、港区立学校施設等使用条例施行規則で定める使用申込書等の様式を変更することで使いやすいものとし、事務処理の効率化を図る目的で行うものでございます。

資料ナンバー4の4ページ目をご覧ください。使用申請書の様式の改正案をおつけしてございます。その次のページが現行案でございます。一番下の「(あて先) 教育委員会 上記使用について支障ありません」というところの下の記載を変更するものでございます。学校長押印欄を廃止しまして学校長確認欄とすることで簡便化し、事務処理の効率化を図るものでございます。

説明は以上です。よろしくご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○半田委員長職務代理者 ただいまの説明に対してご質問はございますでしょうか。

○澤委員 この改正案というのは、一番下は、「上記使用については、支障ありません。港区立〇〇学校長」だけで、何なのですか。現行のような校長の印はなくてもいいのですけれども、学校側が認めたというのは、ここに名前を書けば終わり、ということですか。

○生涯学習推進課長 条例の中では、「学校長の意見を聞き、その利用を承認する」という規定になってございます。ですので、学校側でこの利用について認めましたという形式の書類を私ども生涯学習推進課の方に送っていただくような形になっておまして、その証明をするのに、わざわざ学校長印でなくても十分その役割を担うだろうということで、この改正にさせていただきました。

○澤委員 いや、その趣旨はよくわかるのですけれども、この部分だけ見ると、「港区立」の次は学

校の名前が入るのですかね。

○生涯学習推進課長 はい。

○澤委員 それで、「学校長」となっていて、さっきの確認印とかというのはその後に押されるということなのですか。

○生涯学習推進課長 様式の中ではここまででございますけれども、これを使用申請書の形で印刷させていただきます。その印刷の中で、学校担当者の印が押印できるような決済欄を設けて、それを活用する予定でございます。

○澤委員 なるほど。要するに学校が承認すると生涯学習推進課に書類が提出され、学校が認めたということは、この付属書類を見ると分かるということですか。

○生涯学習推進課長 全て学校長の公印でこれまでは確認をしていましたが、公印でなくても十分確認ができるだろうということで、決済欄で確認をさせていただこうと思っております。

○澤委員 なるほど。分かりました。

○半田委員長職務代理者 それでは、採択に入ります。

議案第6号について、原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○半田委員長職務代理者 それでは、議案第6号については原案どおり可決することに決定いたしました。

## 5 議案第7号 港区立学校屋内プールの使用に関する規則の一部改正について

○半田委員長職務代理者 次に、議案第7号、「港区立学校屋内プールの使用に関する規則の一部改正について」。生涯学習推進課長、説明をお願いいたします。

○生涯学習推進課長 ただいま議案となりました議案第7号、港区立学校屋内プールの使用に関する規則の一部改正について、ご説明いたします。

資料ナンバー5をご覧ください。本案は、通年で開放しております学校屋内プールの休場日の規定を整理するとともに、小・中学校で平成23年度から実施する第1・第3土曜日の授業実施に伴い減少する土曜日午前中の開放枠について、新たに日曜日の夜間に開放枠を確保するとともに、これにあわせて、これまで開放時間帯が異なっておりました土曜日と日曜日、国民の祝日に定める休日の開放時間を統一するものでございます。

新旧対照表をご覧ください。まず、休場日の規定の整理についてですが、現行規則では月曜日のみが休場日と定まっております。しかしながら、実際には御成門中学校を除く6校の休場日は月曜日から水曜日までとなっており、実際の運営と規定が異なっております。学校屋内プールにつきましては、以前、全ての学校で月曜日のみを休場日とし、火曜日から日曜日までを開放してきた経過がございますが、いろいろな経過の中で、週6から週4に減らして運営し、また、スポーツセンターの改築時につきましては、週4だった開放日を御成門中学校だけ週6に戻して暫定的に運営して現在に至っております。このため、今回、実際の運営に合わせた形で休場日の規定の整備を行うも

のでございます。

また、別表第2のところをご覧くださいますと、新たな開放枠の確保についてでございます。席上にご配布しております小・中学校のプールの案内をご覧くださいたいと思います。あけていただきますと、ここに開放日、利用日及び利用時間という規定があるかと思えますけれども、土曜日は10時から8時までで4こまになっております。また、日曜日と、利用日が祝日等に重なるときにつきましては9時半から4時半までの3こまになってございます。今回、第1・第3の土曜日に授業が始まりますと、事実上、土曜日が開放できないという学校がいくつか出てまいります。その土曜日が実際に開放できない部分を、いくらかでも開放のこま数を確保するために、今回の規定では、土曜日と日曜日、それから、利用日が祝祭日に重なるときの開放のあり方をそろえるということで規定を改正するものでございます。これまで日曜日は9時半から4時半までの3こまでしたけれども、この改正で10時から8時までの4こまにするというものでございます。

付則でございますが、施行日は平成23年4月1日といたします。

説明は以上でございます。よろしくご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○半田委員長職務代理者 ただいまの説明に対してご質問はございますでしょうか。

○澤委員 港区教育委員会としてこの4月から土曜日授業がふえるということに対して、区民の皆さんのニーズを先取りして、こういう提案をしている。そういうニーズが具体的に利用者から、「来年度から減っちゃうけど、どうだろうか」という問い合わせか何かがあったのですか。

○生涯学習推進課長 先取りでございます。

○澤委員 そうですか。

○生涯学習推進課長 実際に、土曜日の午前中につきましては、21年度は約4分の3、76%の開放でございます。つまり、4回に1回は授業とか行事で閉めているような状態だと。22年度につきましては、月1で授業が始まったということも影響しているのかと思えますけれども、6割の開放にとどまっています。これが第1・第3で授業を実施しますと、実施率がもうちょっと低くなってくだろうということで、これを先取りさせていただいて、日曜日の夜間に開放させていただくというご提案でございます。

○澤委員 ありがとうございます。

○半田委員長職務代理者 それでは、採決に入ります。

議案第7号について、原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○半田委員長職務代理者 それでは、議案第7号については原案どおり可決することに決定いたしました。

## 6 議案第8号 鳥居坂グラウンドの教育財産の用途廃止について

○半田委員長職務代理者 次に、議案第8号、「鳥居坂グラウンドの教育財産の用途廃止について」。

学校施設計画担当課長、説明をお願いいたします。

○学校施設計画担当課長 それでは、議案第8号、鳥居坂グラウンドの教育財産の用途廃止について、ご説明申し上げます。

説明に先立ちまして、本日、1枚、資料を追加で席上配布させていただいてございますので、よろしくをお願いいたします。

議案資料ナンバー6を1枚おめくりください。まず、1番目といたしまして、鳥居坂グラウンドのこれまでの経緯がございます。略歴でございます。昭和48年、日本銀行から用地を取得いたしまして、三河台中学校グラウンドとして開設してございます。平成10年、三河台中学校を廃止し、また、城南中学校とともに六本木中学校に統合され、六本木中学校の仮校庭として使用を開始してございます。平成12年に六本木中学校新校舎完成に伴い、仮校庭としての使用を終了しております。平成13年から平成15年までの間、東洋英和女学院の校舎建設のための仮校庭として使用されてございます。平成16年からは、現在に至りまして、麻布保育園舎の仮園舎及び麻布地区総合支所、保健所の駐車場として使用されるに至っております。

2番目といたしまして、行政財産の用途廃止の表示等でございます。

まず、財産の表示でございます。分類は行政財産。名称は、鳥居坂グラウンド。所在（地番）でございます。港区六本木五丁目201番4。次に種類等でございます。まず、種類につきまして、土地についてでございますが、種目は学校敷地。数量が3,020.88㎡。次に建物でございます。種目が事務所建て、数量が52.99㎡。構造形式等はプレハブでございます。

次に、用途廃止の理由でございます。先ほど席上配布させていただきました資料がございます。そちらをご覧くださいと思います。こちらは、区長から教育長あての「教育財産の用途廃止について（依頼）」でございます。鳥居坂グラウンド用地については、平成16年度から教育財産の使用承認を受け、麻布保育園仮設用地として利用しております。また、麻布地区の区有施設の課題解決に必要なため、下記の教育財産についての用途廃止をお願いしますということで依頼を受けてございます。

理由の方に戻らせていただきます。当該敷地は、平成12年の六本木中学校仮校庭使用終了以降も教育財産として保有しておりましたが、現在は仮設保育園舎等の敷地として使用承認しているところでございます。また、今申し上げたとおり、麻布地区総合支所より教育財産用途廃止の依頼がございましたので、教育委員会としては、現在のところ、今後の利用計画がないということで廃止をさせていただきたいというお願いでございます。

ページをめくっていただきますと、図面等が3枚ございます。まず最初は、当該敷地の測量図でございます。裏をめくっていただきますと、登記簿の公図の写しでございます。最後ですが、こちらが施設台帳の写しでございます。

簡単でございますけれども、ご説明は以上です。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○半田委員長職務代理者 ただいまの説明に対してご質問はございますでしょうか。

○小島委員 現在のこの土地の利用状況なのですが、麻布保育園舎の仮園舎運営用地として現在も使っているのですか。

○学校施設計画担当課長 現在も仮園舎として使用中でございます。

○小島委員 並びに、麻布地区総合支所、みなと保健所の駐車場としても使用しているということですか。

○学校施設計画担当課長 駐車場としても使用してございます。

○小島委員 分かりました。

○澤委員 場所は非常にいいところで、一たん、教育財産の用途を廃止すると、また戻ってくるということはほとんど不可能でしょう。今後、港区で子どもの数が増えるということ、区長も成人式やいろいろな場所で言われていますけれども、教育委員会としては不便というか、差しさわりのないという判断ですか。あるいは、これと交換することによって何かメリットがあるとか。

○学校施設計画担当課長 従前は、例えば麻布図書館の建てかえの候補等の敷地としての位置づけもございましたけれども、図書館が現在の敷地のところで建てかえるということが決定いたしましたので、教育委員会としてはこちらを活用するような方針が今のところございませんでした。

それと、先ほど申し上げましたけれども、区長の方から、麻布地区地域の区有施設の課題解決に必要であるという依頼を受けてございますので、こちらの課題解決のために協力していくということでございます。

○小島委員 区有の土地を区民全体のために利用するというので、全体的に考えなくてはいけないので、そういう必要性があれば、教育財産の使用目的を廃止するのはやむを得ないことだと思うのですが、先ほど聞きましたが、現在、麻布保育園の仮園舎並びに駐車場として使っているというのですが、区長部局の方からは、今後こういう利用をしたいので教育財産の廃止をお願いしたいという具体的な話はあったのですか。先ほどのお話ですと、麻布地区総合支所の今後の利用ということなのですが。

○庶務課長 麻布地区総合支所の方では、現在、仮設である麻布保育園を、どこに設置するかはともかくとして、本格施設を整備する必要に迫られてございます。あわせて、あの地域の区民の要望として、いわゆるコミュニティ施設、区民の皆さんが集まれる場所とか、そういうものが欲しいといった要望をいただいております。麻布地区総合支所としてはその要望にこたえる必要があると判断しております。最終的にどのような形であの土地を活用するかは現時点では確定しているわけではございませんが、少なくともそういった施設要望があつて、それが大きな課題になってございますので、何らかの形でそういったものに活用されるのではないかと考えてございます。

○小島委員 先ほど澤委員が言ったように、この土地は、東洋英和女学院もあるし、教育的には非常に環境の良いところなので、何となく惜しいなとは思いますが。

○澤委員 確かに、小島委員が言われているように、区全体としての有効利用ということであれば、やむを得ないですね。

○半田委員長職務代理者 ほかにございますでしょうか。

それでは、採択に入ります。

議案第8号について、原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○半田委員長職務代理者 それでは、議案第8号については原案どおり可決することに決定いたしました。

## 第2 協議事項

### 1 新郷土資料館の設置について

○半田委員長職務代理者 次に、日程第2、協議事項に入ります。

「新郷土資料館の設置について」。図書・文化財課長、説明をお願いいたします。

○図書・文化財課長 それでは、協議事項、新郷土資料館の設置について、ご説明させていただきます。

本件につきましては、前回の当委員会におきまして、「新郷土資料館の候補地について」ということでご報告をさせていただいております。その際、旧国立保健医療科学院の跡地を候補地として具体的な協議を進めるということでご報告させていただいたところがございます。今回、協議の方が庁内的な調整が一定程度進みましたので、改めまして、「新郷土資料館の設置について」ということでご協議をさせていただくものでございます。

基本的な内容としては、前回の報告と変わってございません。前回のご報告以降、庁内での協議の中で固まってきた部分もございますので、そのあたりも含めてご説明させていただきまして、ご協議いただければと考えてございます。

まず、資料の1「敷地・建物概要」でございますけれども、こちらは前回ご報告のとおりでございます。白金台4-6-1の旧国立保健医療科学院跡地を候補地として活用するというところで考えてございます。建物としましては、地下2階・地上5階・塔屋3階の約1万5,000㎡の建物でございます。竣工は昭和13年10月ということでございます。

この建物でございますけれども、下に注意書きとございますか、コメントをつけてございます。この建物の設計者の内田祥三氏は、国の登録有形文化財になっております東京大学の安田講堂を初めとしまして、東京大学の本郷キャンパスのさまざまな校舎等の設計に当たった方でございます。また、杉並区の方にございます浴風会本館は東京都選定の歴史的建造物になってございます。こういった数々の設計をされた方でございます、その建築様式におきましては、「内田ゴシック」などとも言われているところでございます。

2「当該地を設置場所とした理由」でございます。こちら、前回お示ししたとおりでございます。建物が歴史的建造物としての価値がある。こちらの建物については、区としても文化財としての検討にも値する建物であると考えてございます。それから、建物としての広さが十分とれるということで、展示、それから、さまざまな資料の収蔵スペースとしての確保が可能だということで



ざいます。それから、交通の便につきましては、白金台駅からすぐのところでございますし、都営バス等の停留所も近くにあるということで、交通の便がいいということ。それから、近隣に、瑞聖寺ですとか、自然教育館、庭園美術館等、歴史的・文化的に恵まれた環境となっているということ。こういうように環境が整っているということで、設置場所として適しているということでございます。

3「活用案」でございます。こちらにつきましても前回ご報告申し上げたところと特に変わってございません。今後、資料館の活用につきましては、現時点で建物の地下2階から地上3階、場合によっては一部4階についても活用を検討していきたいと担当としては考えてございますけれども、今後、建物内の郷土資料館以外の各施設も含めまして、それぞれの施設の面積及び各階の配置等につきましては、今後定めていきます基本構想・基本計画策定時に決定してまいります。

また、先ほど申し上げたように、歴史的にも非常に価値のある建物でございますので、活用とともに、建物自体を歴史的・文化的な貴重な財産ととらえまして、建物の外観ですとか、正面を入ったところがございます中央のホール、あるいは2階がございます講堂等につきましては建築的にもかなりすぐれていますし、貴重な建築物として保存・展示をしてみたいと考えてございます。

それから、この新郷土資料館につきましては、学校歴史資料室も併設していきたいと考えてございます。

裏面でございます。4「新郷土資料館と併設する主な施設・機能」。これは、今後この建物の中に併設していく施設・機能の予定ということでございます。こちらの方につきましては4点ございまして、在宅緩和ケア支援施設、それから区民協働スペース——これは、近隣の区民の方のコミュニティの場というような形で活用を検討しているものでございます。それから、子育て関連施設。こちらにつきましては、近隣のお子さんたちが集まる学童クラブ機能、それから子育て広場機能、それから一時預かり、そういったものを想定していると聞いてございます。4つ目としまして、自転車等駐車場。白金台の地下鉄の駅が近いということがございまして、近隣の方がそういった自転車等の駐車場として、仮の駐車場というような形で、現状、敷地の目黒通りに近い部分につきましては活用してございますけれども、引き続き、自転車等駐車場としてこの中に取り込んでいこうということでございます。

5「今後の予定」でございます。来年度、改修の基本構想・基本計画の策定を予定してございます。24年度から基本設計、24年度の途中から25年度にかけて実施設計、26年度から27年度にかけて改築工事というようなスケジュールを想定してございます。開設につきましては、工事の進捗にもよりますが、27年度から28年度の間のいずれかで開設をしたいと考えてございます。このあたりの今後のスケジュールにつきましても、来年度の基本構想、基本計画の中でももう少し明確な形で明らかにできるのではないかと考えてございます。

説明は以上でございます。

○半田委員長職務代理者 ただいまの説明に対してご質問はございますでしょうか。

○小島委員 前回11月11日の定例会で聞くのを忘れたのですが、まだ決まっていないのかもしれない

れませんけれども、学校歴史資料室というのはおおよそどの程度の広さをとれるかというのは未定ですか。

○教育政策担当課長 我々の方としましては、規模としては、教室が10個分ほどあれば賅えるかと今のところ考えてございます。大体8m×8mの64㎡、×10ということで、640㎡ほどの面積を想定してございます。

○小島委員 確保できそうですか。まだこれからですか。

○教育政策担当課長 今後の検討次第だと思います。

○小島委員 わかりました。

○教育長 教育委員会の懸案であった新郷土資料館設置に向けては、場所が決まらなくてなかなか進んでおりませんでした。これで場所も決まりましたので、区民の要望に沿った、港区に相応しい郷土資料館が着々と完成をしていくということを楽しみにしたいと思います。

ここは、自然教育園がすぐそばにありますので、港区の幼児・児童・生徒の自然に学ぶ場所、あるいは歴史・文化に学ぶ場所として、子どもたちが毎年学校単位でここに行って理科の分野、あるいは自然・科学・社会科の分野等いろいろなものをさまざま学んでいく、そういう施設になることを私は期待したいと思いますし、そういう計画にしていけることが大事だと思います。そうすると、これからの教育センターの活用とこの新郷土資料館、そして自然教育園と体験的な学びの場がさらに増すということで大変重要な施設になるだろうと思いますので、しっかりと取り組んでいってほしいと思います。

○澤委員 全くそのとおりで、教育センターの中にもプラネタリウムとか科学体験コーナー等を設置しますので、今回、この郷土資料館ということで、従来の学校等に直接関係するもの以外のところで画期的な環境改善が期待できる。そういう意味では、「教育の港区」の一端を担う施設になってくれるのではないかと期待しています。

○半田委員長職務代理者 それでは、この案件はよろしいでしょうか。

### 第3 教育長報告事項

#### 1 平成22年第4回港区議会定例会の質問について

○半田委員長職務代理者 では、日程第3、教育長報告事項に入ります。

まず初めに、「平成22年第4回港区議会定例会の質問について」。庶務課長、説明をお願いいたします。

○庶務課長 それでは、昨年11月25日から12月3日にかけて開会されました平成22年第4回港区議会定例会における教育関係の代表質問及び一般質問並びに答弁について、概略をご報告申し上げます。

まず、代表質問でございます。自民党議員団の赤坂だいすけ議員からご質問がございました。赤坂議員は独自の国家観、文化観をお持ちでございますが、それを披露された上で、日本人としての誇り高き資質、教養を育成する上で、学校における子どもたちの教育は非常に重要だ、根幹だと考

えるけれども、どう考えているかといった趣旨のご質問でございます。

基本的には、国際社会において真の国際人の育成のためには、その根幹となる日本人であることの自覚・責任が重要であって、そのためには、我が国の伝統・風習、あるいは文化、これらを学んで継承・発展させていく態度を育成することが重要であって、それが教育の重要な責務であるということの認識をお示した上で、日本人としての自覚を持って、日本文化の創造と社会の発展に貢献し得る資質や能力を養うのに努めてまいりますと答弁をさせていただいております。

また、あわせて、新学習指導要領との関係で、今後の教育をどう考えているのかといったご質問については、伝統的な言語文化について指導することとなっている、あるいは、中学校における武道の必修化、こういった形で新学習指導要領に定められているので、それに沿った形で豊かな文化の創造を図る児童・生徒の育成に向けた教育の充実に努めていくと答弁をさせていただいております。

それから、公明党議員団の杉本とよひろ議員からのご質問で、1点目は、体験的な活動を通して他者とのかかわりを深める指導のあり方についてのご質問でございます。これは、他人への配慮や人とのコミュニケーションが欠けたままで自尊感情のみが大きくなると、うぬぼれや自己中心的な態度に結びつくといった研究成果があることを紹介された上で、港区において、こういった体験活動を通じた、他人への気持ちが理解できるような資質、あるいは態度の育成が重要であろうといった趣旨のご質問でございます。

これにつきましては、これまでの活動——例えば移動教室における自然体験であるとか、防災訓練、あるいは職場体験などの社会体験といったものを継続的に実施してきたということをご紹介する中で、体験活動を重視して、他人への配慮や良好なコミュニケーションを図ることができる児童・生徒の育成を目指して教育活動を推進していくと答弁をしております。

3番目のフォーラム民主の阿部浩子議員からのご質問の中で、いじめの問題については、昨年10月に発生いたしました群馬県桐生市における小学校6年生の女の子の自殺事件を具体的に取り上げられる中で、これに対する教育長のご意見といったことも含めて、いじめに対する対応についてのご質問をいただいております。

これにつきましては、夢と希望に満ちた人生を歩みたかったはずの児童がみずから命を絶つという行為に至った心情を思うとき、大きな悲しみとともに、教育に携わる者として大変残念であり、深刻な状況であると受けとめていると、教育長の心情を吐露させていただいた上で、従来からいじめの根絶に取り組んできており、これまでの取り組みをご紹介する中で、今後、いじめ根絶に向け、学校、保護者、地域、関係機関の協力を得て一体となって取り組んでいくと答弁をさせていただいております。

それから、保守日本の山本閉留巳議員のご質問ですが、教科書の採択に絡んで、まず、昨年採択した小学校社会科教科書はどのような観点で採択したのかというご質問、あわせて、来年度予定されております中学校の社会科教科書の選定についてのご質問でございます。

これにつきましては、調査研究委員会を設置して専門的な調査を行う中で、保護者代表を交えた

意見をもとに作成された教科書選定資料、あるいは都の教育委員会が作成した調査研究資料等を参考にして、港区教育委員会の教育方針並びに港区の地域性及び児童の実態に合致しているかなどを議論し、教育委員会がみずからの責任と権限において適正かつ公正に採択したと答弁してございます。

また、中学校社会科教科書の選定については、改訂された新学習指導要領に示されているように、我が国の伝統と文化の特色を広い視野に立って考えさせて、我が国の歴史に対する愛情を深め、国民としての自覚を育てる、こういうことが重要であり、こういう視点も踏まえて今後十分に協議し、適正かつ公正に採択していくと答弁をしております。

それから、港区議会みんなの党の小斉太郎議員のご質問でございます。ご自身の子育てに関する実践例を取り上げられて、その中で、行政側が用意した選択肢だけではなくて、保護者が選んだ教育といったものにも取り組めるような仕組みが必要ではないかといったような観点で、ご自身の持論を展開された上で、こういった部分について、区長部局と教育委員会がこれまで協議をした場があったのかどうなのかという視点でのご質問でございます。

これにつきましては、従来からも必要に応じて協議をしているし、子育て支援というのは区としても重要課題であるので、今後とも区長部局と教育委員会で情報を共有するとともに、対策を協議して課題解決に取り組んでいくという形で答弁をしております。

それから、公明党議員団の林田和雄議員のWeb図書館についてのご質問は、千代田区で既に開始しておりますいわゆる電子図書館の実例を挙げられる中で、港区においても今後Web図書館、電子書籍の活用を考えていく必要があるのではないかという趣旨のご質問でございます。

答弁といたしましては、今後そういった仕組みの構築に向けて検討していくと答弁をしております。

それから、共産党議員団の風見利男議員の奨学金に関する質問につきましては、ここ1年余り常にご質問いただいている部分ですけれども、まず、返済の要らない奨学金制度にすべきだという趣旨のご質問と、給付型の奨学金制度も創設すべきだという趣旨のご質問でございます。

返済の免除につきましては、現在、奨学資金運営協議会の意向を受けて、事務局において、学業成績優秀者に対する免除のあり方について課題を整理しているという形で答弁をしております。あわせて、給付型の奨学金制度の創設につきましては、現時点で制度としては慎重な検討が必要だということと、国において来年度予算においてこの給付型奨学金の予算要求をしているようなので、その動向を注意深く見守っていくという形で答弁をさせていただきます。

長くなりましたが、報告は以上でございます。

**○半田委員長職務代理者** ただいまの説明に対してご質問はございますでしょうか。

**○小島委員** 小斉議員の質問のところで、「子育て問題解決」だから、必ずしも教育だけではないわけですが、行政がいろいろ用意した選択肢だけではなく、保護者の選んだ選択肢などを検討する云々というようなことらしいのですが、先ほど言ったのは「保護者の選んだ教育」の何ですか。具体的にどんなことを言っているのでしょうか。

○**庶務課長** 小斉議員のご自身の子どもの子育てについて、認可の保育園ではなくて、高輪にシュタイナーこども園という幼児施設があるようなのですが、そこに子どもさんを通わせていた。ただ、そこに子どもさんを通わせることに対して行政の支援は全くないという状況があつて、それはちょっとおかしいのではないかと。具体的な仕組みとしては、いわゆるバウチャー制度を考えておられます。

○**小島委員** 教育何とか……。

○**庶務課長** 比喩的にちょっとおかしいかもしれませんが、商品券に類似した金券、こういったものを区民に渡して、どこでどういう教育を子どもに受けさせるかは保護者が自由に選べるような仕組みを考えておられます。

○**小島委員** 幼稚園でも保育園でも認可でも何でもいいと。

○**庶務課長** そのとおりです。そういった仕組みを用意すべきではないかといった考えが背景にあつて、子どもの育ちについては、従来の縦割りになりがちな区長部局と教育委員会が一緒になって取り組む必要があると。そういった協議の場がこれまで設けられてきたのかといったような趣旨のご質問でございました。

○**小島委員** 子育ての場合、教育委員会と区長部局がどうやってどの程度協力関係が構築できるのでしょうか。

○**庶務課長** それぞれ役割はありますので、完全にオーバーラップするわけではないのですが、役割は役割としてありながら、重複する部分をいかにお互いがカバーし合うか、最初はそういったような形で動いていくのが必要ではないかと思えます。その重なる部分については、これまでも必要に応じて協議をしながら、最終的には、どちらが事業をやるかというような整理も含めて、教育委員会がやる部分はこう、区長部局がやる部分はこうといった形で整理をしながらやってきたという経過はございますので、今後もそのような形になると考えております。

○**小島委員** 確かに、教育委員会は教育を担当するわけですから、幼稚園等でいかに教育をするかという視点で考えられるし、子ども家庭課は、お母さん方が働いているその間預かるという保育を主としているので、目的が違うわけです。ただ、現実的には、区民の皆さん、保護者の皆さんはそのように余り考えないで、同じところで、教育も保育もみんなやってもらった方が便利だというような考え方は確かに強いので、そういう潜在的な考え方からすると、教育委員会もそういう何らかの寄与できるような方法も考えなくてはいけないのかということはわかるのです。そういう点で区長部局と教育委員会は確かに協力しなければいけないということはわかります。ただ、なかなか難しい問題をいろいろ抱えています。

○**半田委員長職務代理者** ほかにございますでしょうか。

○**澤委員** この阿部浩子議員の1の「国際学級の設置について」というのは、これはどんな内容といますか、どんな目的の質問なのですか。

○**庶務課長** 阿部浩子議員の国際学級に関する質問は、今、国際学級の開設に向けて教育委員会事務局でいろいろ検討しておりますけれども、現在までの進捗状況等について、どこまで進んでいる

のかといったような趣旨のご質問でございます。

答弁といたしましては、これまでの取り組み状況をご案内する中で、最終的には、国際学級のモデル案の構築に取り組んでいくという形で答弁をさせていただいています。

○半田委員長職務代理者 それでは、この案件はよろしいでしょうか。

## 2 小中一貫教育校に関するアンケート単純集計結果報告について

○半田委員長職務代理者 次に、「小中一貫教育校に関するアンケート単純集計結果報告について」。教育政策担当課長、説明をお願いいたします。

○教育政策担当課長 それでは、資料ナンバー3、「小中一貫教育校に関するアンケート単純集計結果報告について」をご覧いただきたいと思います。

お台場学園につきましては、昨年6月に設置いたしました港区立小中一貫教育校推進検証委員会におきまして2年間の検証作業を行うということになってございます。その作業の一環としてアンケートを実施しているものです。このたび、前回7月に実施したものと同様のアンケートを12月に実施し、集計結果が出ましたのでご報告いたします。

それでは、1枚目をご覧いただきたいと思います。1「調査の趣旨」のところでございます。「アンケート調査を実施し、開校後の小中一貫教育校に対する保護者、児童・生徒、教員の不安、期待感や受けとめ方の意識を把握する」としてございます。

2「調査対象」です。1年生から9年生までの保護者の回答数は160名、4・5・6年生の児童の回答数は142名、7・8・9年生の生徒の回答数は56名、教員の回答数は26名となっております。

3「調査期間」は、平成22年12月1日から12月13日までとなっております。

1枚おめくりいただきまして、お台場学園の報告書の方でございます。資料の1ページから8ページまでにつきましてはお台場学園の保護者対象、9ページから17ページまでが4年生から9年生の児童・生徒対象、18から22ページまでが教員対象という3部の構成になってございます。

それでは、内容につきまして、前回の7月から顕著に変化があらわれた項目を中心にご説明いたします。

1ページですが、1回目の調査は7月9日から7月20日の期間に実施しております。保護者の回収率としては79.7パーセント。今回の12月のアンケートの保護者の回収率は55.2%となっております。前回と比較して回収率はかなり落ちているところでございます。

1枚お開きいただきまして、2ページの方は小学校の保護者からの回答でございます。

顕著な例としまして、上から3番目、ウの「一部教科担任制の導入」というところ、7月の調査では4だったものが、12月では10という形でふえております。これは、不安に思っている方がふえているということになります。続きまして、カの「いじめや不登校」のところは6ポイントから16ポイントに増加してございます。また、ク「授業規律」というところが、7月は3ポイントであったものが12月は14ポイントという形で増加してございます。一方、サ「小・中学校合同

による学校行事」につきましては、47ポイントから24ポイント、不安が減少しているという形で見ることができるかと思えます。

続きまして、3ページ、これは中学校の保護者からの回答でございます。主だったところでは、上から4番目、エ「学校の雰囲気」、前回12ポイントだったのが今回0ポイントという形になってございます。下の方にいきまして、コ「進路指導」ですけれども、7月2ポイントだったものが6ポイントという形になってございます。これは12月という時期も影響しているのかもしれませんが、進路指導について不安が増加しているという形になってございます。その下のサ「小・中学校合同による学校行事」、7月15ポイントだったものが7ポイントと、合同行事につきましては不安は半減していると見ることができるかと思えます。

次、4ページの上の段ですけれども、「小中一貫教育校であるお台場学園に期待することについて、ご回答ください」という設問です。上が小学校の保護者からの回答ですけれども、「そう思う」「どちらかというと思う」を合わせまして、7月68.8ポイントが61.8ポイントとなりまして、7ポイントほど減少してございます。中学校の方でも同様に92.3ポイントだったものが84.6%と、これも7.7ポイントほど減少してございます。

同じ4ページの下段、(2)の「小学校高学年からの一部教科担任制の導入は、学力の向上に効果があるとともに、教科担任制である中学校進学への不安を軽減できる」という設問でございます。これにつきましては、小学校の方ですけれども、前回、「そう思う」「どちらかというと思う」合わせて80.7%だったものが72.9%となりまして、7.8ポイントほど落ちてございます。

5ページをご覧いただきたいと思えます。上の段ですけれども、「小・中学校の教員の情報交換や協力で、より『わかる』授業が期待できる」という設問でございます。小学校の方を見ていただきますと、同様に、「そう思う」「どちらかというと思う」というポイントが81.7%から、12月の調査では75%と、これも6.7ポイントほど下がってございます。中学校の方も、同様に、94.8%から84.6%と、これも10.2ポイントほど減少してございます。

続きまして、5ページの下のところ、(4)「小中一貫教育校になったことで、中学校進学後に指導方法全般が、急激に変わることが避けられる」という設問でございます。小学校についてはほぼ変わらない数値となっておりますが、下段の中学校につきましては、合計すると84.6%から96.2%と11.6ポイントほど増加してございます。

次の6ページの上のところ、(5)「いじめや不登校などの問題解決に期待できる」という設問です。これは、中学校の方を見ていただきたいと思うのですが、41%から57.7%と16.7ポイントほど増加してございます。

少々飛びますが、8ページの下段をご覧いただきたいと思えます。「小中一貫教育校になることで、保護者も小・中学校で連携・協力する機会が多くなり、地域のコミュニティセンター的な機能が高まる」という設問でございます。これも、中学校の方をご覧いただきますと、82%から73.1%と8.9ポイントほど下がってございます。一方で、「そう思う」というところが17.9%から30.8%と増加してございます。

続きまして、9ページ、お台場学園の児童・生徒対象のアンケートでございます。前回のアンケートとほぼ同様の回答数を得ているものでございます。13ページの上の段をご覧くださいと思います。「港陽小学校と港陽中学校とがいっしょになってお台場学園になりましたが、一つの学校になったことをどのように思いますか」という設問でございます。小学校の方ですけれども、「わからない」というのが21%から25.9%と5ポイントほど増加してございます。中学校の方につきましては、「よい」「どちらかというと思う」というところが48.1%から42.9%と5ポイントほど下がってございます。評価に非常にばらつきがありまして、評価についてまだ定まっていないところなのかと考えてございます。

次の14ページの上の段をご覧くださいと思います。「港陽小学校が小中一貫教育校お台場学園になったことで、昨年と比べて、学校が変わった（雰囲気、授業、休み時間の様子、学校行事など）と感じますか」という設問でございます。中学校の部分を見ていただきますと、「変わった」「どちらかという変わった」というポイントが48.1%から57.1%と9ポイントほど増加してございます。

次、16ページの上の段、(10)、学校行事についての設問です。「中学生（小学生）と一緒にいることをどのように思いますか」という設問になってございます。小学生につきましては、「よいと思う」「どちらかといえば良いと思う」が53%が64.7%と11.7ポイントほど増加してございます。中学生につきましては42.6%から45.4%、およそ3ポイントほど増加しているものでございます。

18ページ、教員対象のアンケート結果でございます。前回と全く同様の回答数を得られております。小学校は15名、中学校は11名と人数が少ないので、その辺のところをご理解の上ご覧いただきたいと思います。例えば、次の19ページの上の段で言いますと、20%というところは3人、例えば73.3%のところは11人、6.7%のところは1人という形になります。12月で言いますと、20%は3人、66.7%は10人、13.3%のところは2人という見方ができるかと思えます。

21ページの上の段をご覧くださいと思います。「お台場学園となったことから、児童観・生徒観を共有し、統一的・継続的な生活指導や教育相談が行えるように努めていますか」という問いでございます。小学校の方は、「努めている」という先生が6.7%から33.3%と22.6ポイントほど増加してございます。下の段、中学校の教員の方ですけれども、「努めている」が9.1%から36.4%と27.3ポイント増加してございます。

同じページの下の段ですけれども、「小・中学校合同で学校行事に取り組むことは、子どもたちの成長にとって有意義なことと思えますか」という先生に対する問いです。小学校の教員につきましては、「思う」「どちらかといえば思う」というのが86.6%から53.4%と33ポイントほど減少してございます。中学生の方は、72.7%から70%ということで、7月とほぼ同様の結果となっております。

今後、小中一貫教育校推進・検証委員会ですけれども、第4回につきまして3月に開催を予定し



てございます。その中で、これまでの作業部会での検証内容やこのアンケートの分析、また授業観察、保護者からの聞き取り調査等について検証の中間報告の取りまとめを行う予定でございます。

私からの報告は以上でございます。

○半田委員長職務代理者 ただいまの説明に対してご質問はございますでしょうか。

○澤委員 なかなか興味深いというか、また、考えさせられるような内容のアンケート結果ですね。スタートしてやっと1年になるかということなので、いろいろなことは今後の課題でしょうが。保護者と子どもたちと先生ということで、単純に一つずつ質問させていただきます。

4ページに、保護者の方の「9年間の一貫した学習カリキュラムになることで、学力の向上が期待できる」というその期待感は、中学校の保護者がすごく期待しているのですね。これはどういうことなのかと。中学生は別に一貫教育できたわけではなくて、今もう中学にいるわけですよね。だから、自分らの子どものことではなくて将来的なことを期待しているのか。小学校と一緒にすることによって、今いる中学生の学力の向上が期待できると思っているのか。このところはどういうことですか。

○教育政策担当課長 今、委員ご指摘のとおり、小中一貫教育校を開設してまだ期間が非常に短いので、小中一貫カリキュラムの有効性がまだあらわれていないということだと思っておりますけれども、中学校と小学校の保護者のこの差につきましては、今後、お台場学園の校長、副校長ともアンケート結果について分析したいと考えています。

○澤委員 単純に考えると、小学校の保護者の方が大いに将来を考えて期待しているというのはすごくわかるのですが、今、現に中学にいる保護者がすごく期待しているというのは何なのかというのが興味のあるところです。

それと、子どもたちのアンケートの中で、例えば13ページの「いろいろな学年の子どもたちがいることをどのように思いますか」ということで、小学生は、いいなあというような印象なのですが、中学生はどちらかというと半々ぐらい。

そしてもう一つ気になったのは、15ページの「部活動に参加している人に聞きます。小学生は中学生と一緒に（中学生は小学生と一緒に）部活動を行うことをどのように思いますか」と。小学生は、大きなお兄ちゃんがいるということに「よい」と感じているようですが、中学生から見ると、余りよくないと感じているようで、ちょっとその辺が気になりますね。中学生から見ると、どうしてこのように考えてしまうのかということが課題なのかなと。

最後に、先生対象の結果なのですが、この対象26名というのは全教員なのですか。

○教育政策担当課長 はい、全員になります。

○澤委員 全教員の人数が26人ということですか。少ないというのは、要するに絶対数が少ないという意味ですね。

○教育政策担当課長 そういうことになります。

○澤委員 それで、その中で、21ページの下（6）、合同の学校行事というのをやっている。まだ、1年目なのですが、7月から12月で小学校の先生がすごくネガティブな反応になって

しまっていますよね。さっき山本課長が言ったかもしれませんが、これは理由とかは、今後の検討事項ですか。

**○教育政策担当課長** それでは、順を追って説明させていただきます。

まず、13ページの(5)なのですけれども、「いろいろな学年の子どもたちがいることをどのように思いますか」という問いでございます。これにつきましては、小学校と中学校の差があるのですけれども、いろいろな学年の子どもがいるということの良さがまだ実感できていないのかと考えてございます。例えば、1期、2期、3期という区別の朝礼とか、小・中合同による学校行事、今までにない活動によって、中学生の方は負担感を抱いているのではというような認識を持ってございます。

それと、15ページの(9)ですけれども、部活動についての問いでございます。中学生の方が「よいと思う」「どちらかといえばよいと思う」というパーセントが非常に少なくなっているのですけれども、部活動、特にスポーツ系の部活動につきますと、どうしても小学生との体力差みたいな部分で、中学生の方でちょっとどうなのかと思っている方が多いのかと考えてございます。

それと、21ページの(6)ですけれども、「小・中学校合同で学校行事に取り組むことは、子どもたちの成長にとって有意義なことと思いますか」という教員に対する問いです。これにつきましては、例えば、今年度、学芸発表会について、小学生は1期、2期と分かれて別々の日に実施し、小学校の5・6年については7・8・9年生と一緒にやっております。こういったことについて小学校の教員の方は、例えば同じ小学生なのだから一緒に行きたいとか、そういった思いからこういった回答の結果になったのかと考えているところでございます。

以上です。

**○教育長** 私は、このアンケートは設問にも問題があると思いますが、2回目の調査で、保護者の回答率が非常に下がっているということ、これについてどう分析をするかということが一つあると思うのです。79.7%が55.2%。小・中別でいくと、小学校の保護者が192名が58名減って134名、中学校の保護者は39名が13名減で26名になった。ですから、この減少をどうとらえるか。一つは、「安心しているから今さらね」というようなことがあるのかもしれない。もしかするとそうでないかもしれないのですが、こういうアンケートをとるときに、同じ学校のアンケートをとるので、回収率をそろえていくとか上げるという学校の取り組みが必要なのです。でないと比較にならないのです。

現実に7月と12月を比較しても、保護者の欄についてはほとんど意味がないと思うのです。3分の2の回答ですから。そこをいくら数で比較しても何の意味もない。パーセントで比較するならまだしも、最初のところは数で比較しているのですね。全体数が減っているのですから。それを、数が減ったの、増えたのということは統計上余り意味がないと思います。

それから、7月のときに、「4月当初心配したことがありましたか」と聞いているのに、また12月に「4月当初心配したことがありますか」と同じ人に同じ質問をするのはおかしいですね。7月に聞いて、12月に変わってしまうのかということですね。

○小島委員 変わったかと聞かないと。

○教育長 それはちょっとないので、余り思わないのです。ですから、4ページのところで、これも下がっているということもそうなのですけれども、小学校の方はどちらかというと、カリキュラムのことなどについてもちょっと下がっているというのがあるのですけれども、これは多分、小学校の保護者に対して日常の説明が足りていないのだと思うのです。なぜかと言えば、お台場学園の小学校の先生は大分替わったのですね。だから、お台場学園の内容について先生自身の理解が十分深まっていないというところがあって、そのまま教育課程に突入しているものですから、先生方にもなかなか余裕がなかった。引越しや何かも含めて、小中一貫教育そのものに対する理解の深まりが足りなかったのではないかと。だから、日常の保護者に対する説明が十分でなかった。そのために保護者の理解が上がらなかったのだと私は思うのですね。

そういう意味からすると、お台場学園の小・中学校の先生方は、全体の組織的な取り組みというものをもう一段しっかり理念から学び合う必要があると思います。これは今年じゅうにやらなければいけないことですので、事務局で十分連携をとって、両方で一緒に、お台場学園の先生方と小中一貫教育の中身についてしっかりともう1回学び直す、あるいは問い直す、反省すべきことは反省する、評価していく必要があると思います。

○半田委員長職務代理者 今、教育長がおっしゃったように、私もこのアンケートの分母がわからなかったの、これは一体何人「いい」と思っているのだろうという具体的な数字がちょっと見えませんでした。確かに、返ってきたアンケートの中の何パーセントということだけ見て、何パーセントアップした、ダウンしたということで喜んだりではなくて、何人の方が不安を持っていて、何に対して思っているのかという細かいところをこちらが把握するための手段としては、そこら辺ちょっと不思議な気がしました。

それで、回答されない方は、どうでもいいのか、安心しているのか、無責任な感じがします。これは無記名だと思うのですけれども、例えば、「これから学校をよくしていきたいために意見を聞かせていただきたいので、できる範囲で正直に教えてください」ということであれば、だれがどういう形で不満をどこに思っているかということがもう少しかめるのではないかと思います。

こういったことは、少しずつ浸透していくことなので、今すぐに、できていない、できているということではなくて、これからこうあってほしいということ先生方や私たちが同じ意識を持つことがとても必要だと思うのです。気になったのが、最後の22ページの小学校の教員の方のところ、「積極的に取り組んでいますか」ということに、「どちらかといえば取り組まれていない」という答えがあったというのは、同じ意識を持って、いい学校をつくっていききたいということに対して、これはちょっと問題という気がしております。まず、そういうところを互いに目指すものを共有し合って、それでこういう調査をしたら、またさらによいのではないかと思います、いかがでしょうか。

○教育政策担当課長 ご指摘いただいた点を含めまして、お台場学園の校長、副校長、また教育委員会指導室の方と、この結果を受けてどのように対応しようとしているのか、また、我々ほどのよ

うに生かしていくかという分析をやった上で、改善点についてまた報告できればと考えてございます。

○半田委員長職務代理者 では、この案件はよろしいでしょうか。

### 3 区有施設（東町小学校）を活用した私立認可保育園開設について

○半田委員長職務代理者 それでは、次に、「区有施設（東町小学校）を活用した私立認可保育園開設について」。学務課長、説明をお願いいたします。

○学務課長 それでは、資料ナンバー4をご覧いただきたいと思います。

区有施設（東町小学校）を活用した私立認可保育園開設について、ご説明いたします。

港区では、急激な人口増加に伴う子育て世帯の増加、あるいは共働き世帯の増加によりまして、保育需要は一層高まっております。区は、これまで新設認可保育園の整備や認可保育園の改築、あるいは緊急暫定保育施設など、多様な手法によって待機児童解消を図ってまいりましたが、待機児童数は減少しておりますが、今年の12月現在ではまだ252名といった状況でございます。

こうした中で、学校施設の活用の可能性についても子ども家庭支援部と教育委員会とで協議をしまして、教育委員会といたしましても、学校施設に保育園を誘致することにより、区の待機児童解消だけではなく、保育園と小学校の連携ですとか、小1プロブレムの解消などの効果も期待できることから、学校や地域の状況——地域の状況と申しますのは、昨年6月ですけれども、東町小学校の地域の方々から、港区立東町小学校の有効活用に関する請願、東町小学校に保育園を併設してほしいという内容の請願が出されております。保健福祉常任委員会の中では採択されてございますけれども、こういった地域の状況も考慮しまして東町小学校を活用するとしたものでございます。

なお、開設する保育園は、私立認可保育園を開設することとします。1「施設の概要」ですけれども、保育園の設置場所は東町小学校の1階部分。資料を1枚おめくりいただきますと、こちらは東町小学校の1階部分の平面図になりますけれども、緑色で塗った部分になります。ここは、以前、東町幼稚園——ここは平成12年4月から休園、平成15年3月に廃止しております——があった部分になりますけれども、現在は通級の情緒障害等特別支援学級つぼみ学級を設置してある部分になります。広さは約360㎡になります。

1枚目に戻っていただきまして、2「教育財産の使用許可」です。こちらは、私立認可保育園に対しまして教育財産の使用許可をします。

3「保育園の定員」ですけれども、0歳から5歳までの60名の定員であります。

資料裏面にいただいていただきまして、4「私立認可保育園の運営事業者の選定及び改修工事」です。

(1)、区が私立認可保育園の運営事業者を公募し選定します。(2)、保育園部分は私立認可保育園の運営事業者が改修工事を行います。

開設日は平成23年10月1日。

今後のスケジュールとしましては、平成23年4月から5月に運営事業者の選定を行い、5月か

ら7月が設計、7月から8月、夏休み期間に工事を行い、10月1日に開設する、こういったスケジュールになってございます。

また、このほか、つぼみ学級のところに保育園が入ることによりまして、つぼみ学級は4階に移動し、4階の音楽室を2階に移動する。こういったいわゆる教室の玉突き工事が必要になってまいりますけれども、その部分は区が夏休みに工事を行う予定でございます。

また、関係者への説明ですけれども、1月29日土曜日に、東町小学校PTA役員会で説明会を行ってございます。また、今週からつぼみ学級の保護者に順次説明していく。こういった予定でございます。

簡単ですが、説明は以上でございます。

○半田委員長職務代理者 ただいまの説明に対してご質問はございますでしょうか。

○小島委員 区の待機児童の解消ということで大変有意義であることはよくわかります。ただ、東町小学校という学校施設内ということなので、学校当局としては、これは別に何の問題もありませんというのか、あるいはこういう点が心配ですとか、これについてどのような感想を持っているのでしょうか。

○学務課長 保育園が設置されることによって、小さな0歳から5歳までの子が同じ校舎の中に入るということで、学校側も教育上のメリットについてはあるのということ、これからも連携をしてやっていきたいというところはございますけれども、校舎の使い勝手に一定の制限をされてしまうのではないかと心配をされているので、その辺はこれから一緒に協議をしながら、そういった心配を払拭していこうということを考えております。

○小島委員 校長先生その他学校の皆さんのご要望をよく聞きながら、学校教育がそれによって左右されるのでは本末転倒になってしまうわけで、そこら辺は学校の意見も十分聞きながらやっていただきたいと思います。

○半田委員長職務代理者 それでは、この案件はよろしいでしょうか。

#### 4 幼児・児童・生徒の事故発生状況報告について

○半田委員長職務代理者 次に、「幼児・児童・生徒の事故発生状況報告について」。学務課長、説明をお願いいたします。

○学務課長 それでは、資料ナンバー5をご覧ください。幼児・児童・生徒の事故につきまして、2学期分のご報告でございます。

事故発生件数では、小学校が8件、中学校が2件、トータルで10件でございます。資料を1枚おめくりいただきまして、事故の内容について簡単にご説明していきます。

1件目、青南小学校、6年男子。場所は校庭。体育の授業中にハードルの練習をしていたところ、ハードルを飛び越える際に足が引っかかって前方に転倒し、両手を地面につき負傷したということで、両手首の上腕若木骨折でございます。

続いて、御田小学校、3年男子。場所は校庭。体育の授業中に器械体操をしていました。うんて

いを行っているときに、右手で棒を握ろうとしたところ、滑ってバランスを崩して地面に落下。右手を先について負傷してございます。右腕の手首骨折、橈骨と尺骨の両方の骨折でございます。

続いて、青南小学校、5年男子。場所は教室。5校時前の帰りの会の際に、誕生日の児童を中心に集合写真を撮ろうとして、机の上に上がって立てひざの状態をつくっていた児童がいたのですけれども、被災児童も同じように机に上がろうとしましたところ、バランスを崩して、体の左側から床に落ち負傷。左腕の左前腕部の橈骨と尺骨の骨折でございます。

続いて、神応小学校、6年男子。場所は校庭です。6校時の運動クラブでソフトボールをしていたところ、1塁へ走塁スライディングをしたところ、左手首から着地し、負傷。左の橈骨の骨折でございます。

続いて、高松中学校、3年男子。場所は格技室。体育の授業中、柔道の練習をしております、約束練習を行って、被災生徒が相手方に大外刈りをかけにいったけれども、返されまして、受け身の態勢をとれないまま畳に後頭部を強打したということでございます。後頭部の打撲、頸椎の損傷でございます。

続いて、六本木中学校、1年男子。場所は4階男子トイレ。関与生徒が授業中に被災生徒にばかにされたことに腹を立て、清掃活動中に男子トイレでけんかになりました。被災生徒——ばかにしたとされる生徒ですけれども——は、関与生徒に左側頭部をけられ、右側頭部を壁にぶつけて負傷してございます。右側側頭部の打撲でございます。

続いて、高輪台小学校、4年男子。場所は中央階段3階。被災児童が学級にて帰りの会を終えて下校するため3階の教室を出ました。階段まで行き、らせん階段状になっています階段の手すりに腹ばいになって滑り降りようとしたところ、バランスを崩して、1階と2階を結ぶらせん状になっておりますので、ちょうど吹き抜けのようなところに落下してしまつたと。1階と2階を結ぶ階段の中央付近に落下し、さらに5、6段転がり落ちた。左ひじ、あご、肋骨の骨折、奥歯の欠けでございます。

続いて、御田小学校、1年男子。場所は校庭です。体育の授業中に鉄棒の練習をしていたところ、逆上がりをして次の児童と交代をするときに、鉄棒から手を離す前に次の児童に押されるような形になり、ひじから地面に落ち、負傷です。右ひじの骨折でございます。

1枚おめくりいただきまして、管理外になります。芝小学校、4年男子。場所は青山小学校前の交差点になります。サッカークラブの練習のために青山小学校に向かっていたところ、青山小学校正門前の信号がない横断歩道を渡ろうとしていました。左右を確認しながら待っていると、右側からタクシーがとまったので、横断歩道を歩いて渡り始めました。そのときに、左側からタクシーが曲がってきて、そのタクシーの前方に停車していた車がありましたけれども、この車を避けようとした際に被災児童にぶつかり、被災児童ははね飛ばされて地面に落下した。右ひざのかいほう骨折でございます。

おしまい、青山小学校の5年女子でございます。場所は南青山一丁目団地内の児童公園。下校後に公園に寄り道をして友人とブランコで遊んでいました。立ったままブランコをこいでいました

けれども、ブランコの持ち手の金属部分がよれてしまいまして、その拍子で手を離してしまったと。ちょうど後ろ側に勢いがついていたところなので、被災児童は後方に体ごと飛ばされ、ブランコの囲いの部分——周りに低い囲いがありますけれども、ここに後頭部を打ち、その金属部分を超えて後頭部から地面に落下したということで、前頭部擦過傷、それから後頭部の打撲でございます。

ご報告は以上でございます。

○半田委員長職務代理者 ただいまの説明に対してご質問はございますでしょうか。

○小島委員 今回の2学期の事故はいつもより多いですか。

○学務課長 件数としては大体このぐらいです。

○小島委員 ただ、骨折を中心として、かなり重傷というか、入院その他の重いのが多いですね。一つ一つはそれぞれ違うのでしょうかけれども、体育の授業がやはり多いようですね。

○澤委員 高輪台小学校の入院42日というのは結構長いような気がするのですが、順調に回復しているのですか。

○小島委員 そうですね。入院42日は長いですね。

○澤委員 これは自分で手すりを滑って転がり落ちたのですか。

○教育長 私が聞いたところによると、普通、手すりを滑るならおしりから滑りますよね。ところが、頭からいったらしいです。そうしたら、ランドセルが重くて、そのまま前に転げ落ちてしまったということです。何ものならば、頭からでも何とかなるのでしょうかけれども、ランドセルを背負っていたものだから、ランドセルの重みで下の方にいったら、そのまま落ちてしまったらしいですね。ですから、体育もそうですけれども、学校では何が起きるかわからないので、日常から安全教育といったものをしっかりやらないといけません。事故というのは起こそうと思って起こしているわけではないのだけれども、事故が起こらないように日ごろから注意深く指導しておく必要がやはりあると思います。

○半田委員長職務代理者 それでは、この案件はよろしいでしょうか。

## 5 2月指導室事業予定について

○半田委員長職務代理者 次に、「2月指導室事業予定について」。この件につきましては、資料の配布をもって報告としますので、後ほど資料6をご覧くださいようお願いします。

特に何かご報告することはございますでしょうか。

○指導室長 特にございません。

「閉会」

○半田委員長職務代理者 本日本日予定している案件は全て終了しましたが、庶務課長、そのほか何かございますでしょうか。

○庶務課長 特にございません。

○半田委員長職務代理者 それでは、これもちまして閉会いたします。

次回は2月8日火曜日、午前10時からの予定です。よろしくお願いいたします。

(午後12時12分)

会議録署名人

港区教育委員会委員長職務代理者 半田 吉恵

港区教育委員会委員 高橋 良祐